

- 1 學級の陶冶的意義を没却してゐる。
- 2 中等以上の學校ならとにかく、小學校兒童の教授には不適當である。

【類題】

- 1 次の各事項を説明せよ。ドルトン案（佐賀縣—七年—專正）
- 2 左に就いて簡単に説明せよ。ドルトンプラン（鹿兒島縣—九年—專正）

6 ゲーリー組織とは如何なることか（宮城縣—六年—專正）

米國インディヤナ州の一都市のゲーリーで行つた學校の設備組織である。

(一) 組織の特色

- (1) 普通の學校の教授並びに設備を専門科目流にせること。即ち科目別の教室で専門教師によつて學習する。
- (2) 普通の課業の済んだ後も學校にゐて一定の監督の下に教室、工場、運動場、その他適當の設備の中で實際生活に必要な諸般の職業的事項は勿論有益な趣味ある事柄を見聞し且作

爲し得るやうに組織すること。

- (3) 設備の完備せること。各教室が専門科目から見ても遺憾のないまでにその内容が整へられ、その上校内に兒童工場、農園、學校店、百貨店もあり、運動場には水泳のプールまでも完備してゐる。

(二) 缺點

- (1) 各専門教師に擔當されるから教授が支離滅裂になる。
- (2) 正科以外の生活を職業的専門家の監督と兒童の自爲自營とにまかせるから訓練の統一を失ふ。

7 學習方法の主なるものを擧げてその指導の要點を述べよ

（福島縣—九年—專正）

(一) 復習法 一旦學習した所を復習するものでその方法には

- (1) 學校で課することもあり家庭課業としてさせることもあるし。



(2) そのまゝで復習させることも形を變へてさせることもある。  
指導の要點は

イ 忘却し去らざる中にさせること

ロ なるべく形を變へて課して乾燥無味を避けさせること

ハ 家庭復習の方法についても適當に指導すること

ニ 復習せしめたことは多少に拘らず必ず之を檢閲して批正を加へて指導すること

(二) 豫習法 まだ學習しない所を自ら豫習させるものでその方法には

(1) 必要な材料を蒐集させることもあれば

(2) 特に試錯法を取らせることもある

指導の要點は

イ 教材の性質と兒童の程度家庭の事情とを酌量して適當にその範圍と方法とを指定すること

ロ 豫習せしめた時はその教授では必ず豫習せしめたことを基礎として進行せしむること

ハ 平素より校外の觀察に訴へて豫め經驗を積ませること

(三) 學習法 兒童の自學自習によつて問題を解決させると同時に教師はその攻究を監督指導して常にその學習の進捗を圖る方法である。

指導の要點は

イ 學習の結果を重視せず寧ろ如何なる點に困難が存し、如何なる點に指導を加へるべきかを考へ適當に兒童を刺戟し訓練して研究的態度を作り上げることが眼目とする。

(四) 質問法 兒童をしてその疑問の點、不審の箇所を質問させるものである。

指導の要點は

イ 教師は常に兒童の質問を歓迎すべきのみならずなるべく機會を捕へて誘發すること

ロ 質問に對しては兒童の程度に應じて解決の方法を指示して自ら解決に達しさせるやうに導くこと

(五) 相談法 兒童相互に相談をなし助言を與へて學習を進める方法である。

指導の要點は



イ 學習せしむべき問題の性質に就いて兒童の優劣を考へ適宜之を幾團かに配合してすべての兒童がそれぞれ力に應じてその相談に預りながら而も全體としてその協議が正當に進行するやうに指導すること。

(六) 討論法 全級兒童に豫め一定の問題について研究せしめてその結果を報告して之を討究せしめる方法である。  
指導の要點は

- イ 漫りに駄問駄答の循環に陥ることを防ぎ且最後の決定は必ず教師の裁斷を経ること。
- ロ 他人の説の觀點を摘發せんことのみを努めて喧噪を極め眞の考察を爲し得ないことがあるから注意を要する。

【類題】 1 學習方法の主なるものを舉げて其の指導の要點を述べよ (奈良縣—七年—小准)

## 第七章 學業成績とその考查

1 成績考查の目的を舉げて説明せよ (鳥取縣—八年—專正)

(1) 教師の指導上の参考にするため、教師は考查によつて自己の教授の結果を知り、自己の教育上の長短を明にして自己反省のよすがとする。又他面兒童の勤勉、怠惰の狀況、天賦の優劣、個性の特徴を明にして兒童の指導を適切にすることが出来る。

(2) 進級卒業の認定の資料にするため。

(3) 兒童に學習の結果を自覺させて奮勵努力を促すため。

(4) 父兄の参考にするため。その結果を父兄に知らせて家庭教育の参考としたり本人の將來の方針を定める参考にすることが出来る。

【類題】 1 學業成績考查は如何なる目的を以てなすべきか (熊本縣—七年—專正)



- 2 小學校に於ける學業成績考査の目的及び方法について述べよ (滋賀縣—七年—專正)
- 3 小學校に於ける學業成績考査の目的と方法を述べよ (三重縣—七年—專正)

## 2 小學校に於ける合理的學業成績考査の方法を問ふ (徳島縣—八年—專正)

小學校に於ける學業成績を考査する最も合理適切の方法に教師の主觀による方法と教育測定とを併せ用ひるにある。教師は平素兒童の學習を指導してゐるのであるから兒童の成績について見込を立て意見を定めることが出来る筈である。しかし教師の日常執掌する範圍には限りがあり、その上教師によつて長所短所を異にする所もあるからその見込や意見には往々主觀的に流れることがある。さればそれを補ふに教育測定を以てするのが適當である。かくして最も合理適切に兒童の成績を考査し得るのである。

## 3 教育測定につきて説明せよ (青森縣—七年—專正)

- (一) 教育測定の意義 一定の標準を定めて客觀的に科學的に教授學習の効果を精確に計量

するをいふ。換言すれば各學年に應ずる標準問題と解答に要する標準時間を定めて作業の結果を調査することである。

## (二) 教育測定の任務 (目的)

- (1) 教授の結果を測定してその能率を明にする。
- (2) その結果の診斷的考察によつて直接教授の反省に役立たせる。

- (三) その方法 對象の異なるに應じて種々の手段が講ぜられてゐるが大體に於て二つの行き方に概括される。

- (1) テストに訴へるもの
- (2) スタンドードによるもの。スタンドードとは計畫の標準たるべき尺度をいふ。又對象の範圍より見れば個別的に測定するものと團體的に測定するものと兩種に別れる。

## (四) 教育測定の效果 從來の成績考査は主觀的に流れ易いのと一定の標準を缺くの缺點が

ある。教育測定はこれらの弊を救ふことが出来るし、且各教科目間における均齊な進歩を確實に検討することが出来る。



【類題】

- 1 教育測定につきて述べよ。(神奈川縣—八年—小准)
- 2 左について簡単に説明せよ。教育測定(鹿兒島縣—九年—尋正)

【参考】

○教育測定の必要 (乙竹博士)

スターク、エリオットの兩氏が、平面幾何學に就いての中學生の答案百六十枚を百十六人の教師に配布して採點させた所が、その結果は同一の成績に對して九十點以上を與へた者もあれば三十點以下をつけた者もあつてその錯差は實に九十二點から二十八點の間に上下してゐるのである。教師の主觀の見込が如何に相異なるかはこれによつても判かると同時に一定の客觀的標準に照らして成績を測定することの必要も亦茲に如實に示されてゐる。

4 學校調査とは何か

- (一) 學校調査の意義 教育測定を多數の學校で同時に行つて成績の比較と進歩の概況を知らうとするを學校調査といふ。

- (二) 學校調査の範圍 これは兒童の學業成績についてのみ行ふのではなく養護や訓練、學校管理の全般に亘つて行はれる。

5 學業成績考査の上に注意すべき事項を問ふ (高知縣—七年—尋正)

- (1) 成績考査はなるべく回數を多くする。特に技能科は平常の點を多くとる必要がある。
- (2) 筆記考査には難しいもの、普通のもの、易しいものを略同量に配當するのが原則である。そして一回に行ふ問題を出來るだけ多くした方がよい。
- (3) 結果を十分利用すること。考査の結果兒童の短所が明になつたら矯正するための教授を行はねばならぬ。又教師は反省の基礎とすべきである。
- (4) 結果の整理に注意し特にその評價には慎重の態度をとり公平にせねばならぬ。
- (5) 教師の觀察的考査法と教育測定とを併せ用ひるがよい。
- (6) 特定の教育的結果から妄りに一般的概括をせぬがよい。



【類題】

- 1 小學校に於ける學業成績考査の目的及び方法について述べよ (滋賀縣—七年—專正)
- 2 小學校に於ける學業成績考査の目的と方法を述べよ (三重縣—七年—專正)

6 結果の評価について注意すべき事項を示せ

- (1) 凡ての教育的結果は之が原因となる總ての事情を合せ考へて評價すること。
- (2) 同類の教育的結果は相互に比較して考察すること。
- (3) 特定の教育的結果から妄に一般的斷定を下さぬこと。
- (4) 教育全體の上から見て公平にその眞價を評價すること。
- (5) 評價の結果を發表するに當つてはそれぞれ適當の方法によること。

【參考】

○客觀的評價と主觀的評價 (小西博士)

兒童自ら生れ附優秀な才能を持ち或は家庭で父母などが豫習復習を手傳つた爲に成績が良いのと、本

人は生れ附優秀な才能を持つてゐないが特別に努力して良い成績をえたり家庭で父母等に手傳つて貰はないが、自力で良い成績をえたのと客觀的には同じく優秀であつても本人の努力については著しい差別がある。かゝる場合には評點にも差を附けて、前者よりも後者に多くの點數を附くべきであるか、又は評點を同じにして、後者の努力については他の方法で稱讚すべきか、これについて昔から教育家の間に議論が繰返されてゐる。二つの主張には何れにも相當な理由はあるが、評點は知能の程度を客觀的に示すものであるから右のやうな場合にも評點を同じく表し、努力については別の方法で稱讚するのが穩當である。



## 第六篇 訓練論

### 第一章 訓練の任務

#### 1 訓練の意義を問ふ (大阪府—七年—小本正)

訓練とは兒童の躬行實踐を指導することによつてその人格を育成することである。教授が専ら理會に訴へて先づ知能を啓培するのに對して訓練は主として實行を導いて直ちに情意の涵養を圖るものである。即ち知能よりも情意、理會よりも實行に着眼する所に教授と區別される訓練の特色がある。

#### 【類題】

- 1 訓練の教育學的意義如何 (千葉縣—九年—專准)
- 2 訓練の意義を述べよ (臺灣—八年—專准)
- 3 教授と訓練とを比較せよ (長崎縣—九年—小本正)

#### 【参考】

#### ○訓練の意義 (田中・日田・島田三氏)

教育者と被教育者との直接の人格的交渉によつて精神的感化を與へ個性的人格の發展を完成せしめることを訓練といふ。

#### ○訓練の意義 (小西博士)

教育者の人格が直接に被教育者に影響してその文化的思慕を促し文化的創造に努力せしめる教育をいふ。

#### 2 訓練の目的を説明せよ (熊本縣—七年—專正)

小學校に於ける訓練は周到な監督と親切な指導とによつて良習慣を養ふことより始め、兒童心身の發育に應じて漸次に誘導して自治自律の域に到達せしむるにある。

(一) 良習慣の養成 良習慣の養成は外面的、身體的のものから次第に内面的、心意的のものへと進むべきである。習慣の範圍は極めて廣いが主なるものは知的習慣、美的習慣、徳的



習慣である。良習慣の養成には常に好模範を示して反復實行、これに習熟させること、適當な環境の裡に生活させて不良の感化を受ける機会を防ぐことが大切である。

## (二) 自治の體得

兒童は心身の發達に伴つて次第に他律的生活を脱して自律的生活に入らうとするものであるから、この自然の要求に應じて自治の精神を養ひ、自律の習慣を得させねばならぬ。良習慣も他律的であつたり、行爲が他人の指揮命令のまゝに正邪善惡の辨別もなく行ふのでは訓練の目的を達したとはいへない。自ら善良な行爲を選定してこれを自らどこまでも遂行せんとする自律的人格を養ふのがその終局目的である。之を要するに訓練は良習慣の養成から自治の體得に進むべきもので、カントの標榜した「自律」といふ識語こそ實に訓練の到達點である。

## 【類題】

- 1 訓練の任務を約説せよ (奈良縣—九年—專正)
- 2 訓練の任務につきて述べよ (東京府—九年—專准)
- 3 訓練の目的を問ふ (佐賀縣—九年—專准)

- 4 訓練の目的を説明せよ (埼玉縣—五年—專正)
- 5 訓練の目的を説明せよ (東京府—六年—小准)
- 6 小學校に於ける訓練の企圖につきて述べよ (神奈川縣—八年—專准)
- 7 教育學上における訓練の意義及び其到達點如何 (千葉縣—六年—專正)

## 【参考】

### ○訓練の目的 (田中・日田・島田三氏)

訓練の目的は廣き意味に於ける道德的品性の陶冶にあつて之を形式的方面と實質的方面との二方面に分けて考へることが出来る。即ち純正なる意志と之に伴ふ感情とを陶冶して良心の命ずる所を忠順に完成し得る所謂知行合一の域に達せしむることが形式的方面で、各自の個性的使命を自覺せしめ、己が個性と境遇とを考へ、個々の場合に處して實踐的判斷を爲さしめ、而もそれが社會の客觀的道德に違はぬやうに最善を盡くさしめることが實質的方面である。

### ○訓練の目的 (佐藤教授)

訓練の目的は意志をして衝動を規正し支配し統一せしむるにある。衝動を規制し支配し統一するとは



・規範の妥當すべきものであることを認めて其の要求する方面に衝動を向はしむることを意味する。更に語を重ねて言へば理念の實現を人生の義務と認めて衝動をして此の理念を代表する規範に聽従せしむることを意味する。義務に對する忠實と熱誠とを缺いては規範に聽いて衝動を統御することにもなり得ない。それ故に訓練の目的は第一に意志をして人生の義務に忠實ならしむるにある、身を獻げて理念の實現に當らんとする誠意を體得せしむるにある。此の誠意ある者は縦令個々の場合に於て其の判断を誤ることがあつても己を欺かざる點に於て道德的人格である。兒童を輔導して道德的人格たらしむるのが訓練の目標點である。

### 3 修身教授と訓練との關係を述べよ (埼玉縣—九年—尋正)

訓練は兒童の躬行實踐を指導することによつてその人格を育成することである。されば訓練の中心は實行を導くにある。正しく實行するに至るには一面日常の生活と特に設けられた或種の機會によつて實行力を陶冶し、他面道德的の知見を啓發せねばならぬ。道德的知見は事實の關係を冷かに考察する判断ではなく對他の場合でも對自の場合でも人格に對する要求である。修身教授は時を定めて具案的に此の道德的知見を啓發せんとするものである。されば修身教授は

實行力の訓練を補充するものとして缺くべからざるものである。

### 4 良習慣の主要な方面を挙げ其の養成の必要なる理由を述べよ

(山口縣—七年—尋正)

養成すべき良習慣の範圍は極めて廣いがその主なるものは知的習慣、美的習慣、徳的習慣の三つである。

(一) 知的習慣 事物を観察し事理を考慮し己が思想情意を發表する等の上に生ずるものである。幼時よりこの方面に良習慣を養へば注意、思慮、勤勉、正確の良性が成立つ。

(二) 美的習慣 趣味好惡の上に存するものでこの方面に良習慣が養はれればいつしか野卑陋劣の念を去つて高尚上品な氣風を高めることが出来る。

(三) 徳的習慣 善惡正邪に關する感能、判断行爲の上に成立つもので徳性の基礎である。さればこれを啓培して良習慣を養ふことは最も必要なことである。この習慣が早くから養はれれば一生に亘つて確乎たる性格が成立つけれども若しこの教養に缺ける所があれば却つて不



良の習慣を得て生涯抜くことが出来ないやうになる。

【参考】

○習慣養成の主要な條項 (小西博士)

- (イ) 抵抗力は初ほど大きいから最初こそ渾身の勇氣を以て事に當らなくてはならない。別して自己の悪癖を直す時などは一層大なる努力を必要とする。
- (ロ) 然るに動作を繰返して回数を重ねるに従つて、抵抗力は減つて来る。けれどもその間に一例外を許しても抵抗は忽ち増大するから例外は決して許してはならない。例へば朝六時に起きる習慣をつけようとするれば眼覺し時計が鳴れば如何なる理由があつても起きなくてはならぬ。無條件的絕對は習慣養成の秘訣である。
- (ハ) 今こゝに不良な悪癖があるとす。意識的にせよ、無意識的にせよ一度出来た習癖にあつては神經興奮が知覺されないほど抵抗が減退してゐるから俄かにこの習癖を無くすることは出来ない。さうして妄りにこれを抑制するのは危険である。水流はこれを堰止めると却つて氾濫の恐れがあるやうに一旦癖づけられた神經興奮の道はこれを抑壓すれば必ず他方に勃發する。兒童の悪戯はこれを叱責して止めさせてもその悪戯は形を變へて他の門口に表はれて来る。惟ふに悪戯に對して取るべ

き教育的手段は、他の善良な方向への轉換である。機會ある毎に新たな方向に轉換して息まないならば何時かは元の習を脱して新たな良習に入ることが出来る。

5 自治訓練とは何か

(一) 自治訓練の意義

- (1) 廣義 兒童の自力に訴へて實踐躬行させることをいふ。されば自らの事は自らなす様に他より世話をやかれぬやうに又自らの團體のことは自らの仲間で解決するやうに訓練することが自治訓練である。
- (2) 狹義 團體に關することで學級及び學校を單位として自治組織をつくり自ら命じて自行はせるものである。詳しくいへば選舉によつて各種の役員を定め學校内の事務は勿論、圖書、教具等の始末から當番、遠足、修學旅行等に至るまでこれを兒童に分擔處理させ様とするものである。



- 6 學校生活に於ける自治訓練の方案を擧げよ (熊本縣一七年一奉准)
- (一) 學級を單位としその發達の程度に應じて自治的共同生活が營まれるやうにするその重要なものは

(1) 日々の教室に於ける課業に於ても運動場に於ける遊戯に於ても常に相助け相親しみ、各自己の分に應じて學級の公共生活の爲に盡すやうにする。その爲には役員や當番等を設けて種々の任務や作業に當らせる。

(2) 相當の學年より學級自治會を設けて自治の習慣を養成する。

(二) 學校全體の共同生活については

(1) 諸種の會合、共同作業、當番勤務に當らせる。

(2) 全校自治會を起し各學級から委員を選出して全校兒童の生活を自治的に訓練する。

7 學校生活に於ける自治訓練上留意すべき要件如何 (千葉縣一九年一奉准)

(1) 兒童心意の發達程度を考へること。幼稚な兒童に強ひれば過勞となるし且早熟に陥らせる

危険もある。

(2) 教師の指導のもとに行はねばならぬ。兒童は何といつてもまだ兒童であるから品性の完成した人と同様に凡てを自治に任せるのはよくない。

## 第二章 訓練上學校と家庭及び社會との關係

### 1 家庭生活の訓練上の長所短所を明にせよ

幼兒はすこぶる陶冶性に富んで居り且つ殆ど全く家庭にあつてその生活の中に成長するのであるからその影響をうけることが強い。今その長所短所を列擧すれば次の如くである。

#### (一) 家庭の長所

- (1) 身體的の習慣が養はれる。その重なるものは清潔、節制、秩序、行儀作法等である。
- (2) 道徳的の習慣が養はれる。その重なるものは愛情、同情、感謝、信仰、服従等である。
- (3) 父母に對する服從感謝信賴の念はやがて一國の元首に對する感謝信賴服從の基礎とな



る。

- (4) 家のためにつくさうとする感情意志即ち家族的精神が養成される。この家族的精神が國民道德の要諦である。即ち我が國民道德の大本たる忠孝一本の大義が家族的精神に淵源するはいふまでもなく、祖先崇拜家名尊重の美風も亦家族的精神に胚胎するのである。

#### (四) 家庭の短所

- (1) 愛情に溺れて剛健の氣風が養はれにくい。
- (2) 依頼心が起つて獨立獨行の精神が弱くなる。
- (3) 家庭は凡て目上、目下の關係から成立してゐて同輩關係がない。従つて同輩間の道德を學ぶことが出来ない。
- (4) 家族の範圍が狭少であるから公共的精神も十分に養へない。

#### 2 訓練上家庭の注意すべき諸點を列擧せよ

- (1) 父母長上は努めて善良な家庭をつくり家風を作り兒童に對して常に好模範を示すやう心掛

けること。

- (2) 理を以て愛を補ひ寛嚴宜しきを得ること。
- (3) 家庭生活を規律正しくして良習慣を得させること、自治の體得に適するやうにすること。
- (4) 程度に應じた家事を手傳はせて勤勞の氣風と互助の習慣を養ふこと。
- (5) 他の優良な家庭の有様を参考として我が家庭を正しく善きものに向ふやう努むること。
- (6) 學校生活、社會生活を顧慮して兒童の生活に矛盾の無いやうに注意すること。

#### 3 教育的見地より家庭生活の重要な理を説明せよ (福岡縣—七年—尋正)

幼兒より自然に得た考へ方、感じ方、行ひ方はそれが一々意識的でなくも無意識的な勢力として我々の生活の基調を形成する。この點より見て家庭生活は教育上最も重要な地位を占める。家庭の生活が悪ければ終生抜くことの出来ない悪い傾向を附與する。ペスタロツチはこの點について次の如く言つてゐる。「家庭は人間性の純粹な自然的な陶冶の基礎である。家庭は生き



た行動によつて——言葉によつてではなく教へる。従順について語ることをなしに従順になれしめ、愛せねばならぬと長長しく説教しないで父母を愛せしめる。」かくの如く家庭は子供の人格的發達の搖籃として教育上重要な意義があるが又父母及び家庭にとつても又重要な意義がある。即ち胎教に心を用ふる父母は子供の教育に先つて自己を教育する者であり子供の一舉一動が自己の姿を反映することを觀て其の言動を慎しむ父母は自らを高めることになる。かくして益々兒童によき環境を與へることになる。

#### 4 學校生活が家庭生活より優れたる點を述べよ (京都府—七年—專正)

- (1) 家庭は兒童教育の爲にのみ存するものではないが、學校はこの目的のために特設せられた機關であるから専念純一にこの目的を遂行することが出来る。
- (2) 學校は家庭と違ひ諸般の規律があり、それに従つて課業に服せねばならぬから眞摯な努力勉勵を自覺せざるを得なくなる。
- (3) 學校には多數の同輩がゐる各人の我儘は許されないから克己自制的習慣を養ふことが出来る。

- (4) 教師は理を通しての愛をもつて兒童を導くから軟弱な意志も鍛へられて次第に確乎たる態度を有するに至る。

#### 5 兒童の家庭生活と學校生活を比較し教育上よりそれらの長所短所を説

明せよ (和歌山縣—六年—專正)

- (1) 家庭は兒童教育のみを專一になし得ないが學校は專一にあたる。
- (2) 家庭は愛情が強いから克己自制心が養はれにくい。しかし學校は同輩が多いからその我儘は許されず克己自制心が養はれる。又教師は道理を以て導くから意志を鞏固ならしめ得る。
- (3) 家庭では學校のやうに規則正しく行はれない。之に對して學校は規則に服従する精神が養はれる。
- (4) 家庭は愛情に溺れて剛健敢爲の氣風が養ひ難い。學校は模倣競争の衝動を發揮して才能を十分に伸し又獨立心名譽心を鼓舞される。しかし戀愛と温情とに缺け易いから兒童に畏怖恐



懼の念を興へることもある。

- (5) 家庭は範圍が狭いから兒童に公共的精神を養ふには不十分である。學校は公共的精神、犠牲的精神を養ふ機会が多い。

### 【類題】

1 家庭教育と學校教育との特徴を述べよ (宮崎縣—八年—尋准)

## 6 訓練上の注意すべき要項を擧げよ

- (1) 學校は常に家庭と連絡をよくして隔意なき相談をとげ出来るだけ協力一致すること。
- (2) 入學當初は特に個別的注意を怠らず漸次に共同生活に慣れさせるやうにつとめること。
- (3) 家庭生活實際生活を學校に導入して實際に適切な訓練の方途を講ずべきこと。
- (4) 同窓會、青年會、處女會等の指導をすること。
- (5) 十分の愛情と親切を以て指導すること。

### 【類題】

1 訓練上學校生活の長短を述べ方法上の注意に及べ (岐阜縣—七年—尋准)

## 7 家庭と學校との聯絡について述べよ

家庭と學校とが同一歩調をとつて行かねば教育の効果を擧げることは望まれない。されば家庭と學校とが連絡を圖るのは極めて必要のことである。連絡方法には種々あるが次にその重なるものを擧げよう。

### (一) 學校側

- (1) 教師の家庭訪問 順次に全部の兒童の家庭を訪問して意志の疏通を圖ると何か或生徒に事故の起つた時、その家庭を訪問するのとある。
- (2) 父兄會 學校より案内状を出して招待して懇談するものである。一齊に行ふものと、日を逐ふて順次二三人づゝ招待するものがある。
- (3) 臨時の父兄招待 或特定の生徒について必要が起るとその父兄を臨時に招いて相談する。



(二) 父兄側

- (1) 學校參觀 父兄の發意で隨時參觀して懇談するもの。
  - (2) 教師の私宅訪問 必要があれば父兄が教師の私宅を訪問するもの。
- (三) 兩者共通

- (1) 通知簿 一定の帳簿を作つてこれによつて相互に意志を通ずる。
- (2) 臨時の通信。

【類題】

- 1 兒童の訓練上學校家庭聯絡の方法について述べよ (三重縣—六年—尋准)
- 2 學校と家庭との協調上留意すべき點如何 (茨城縣—九年—小准)

8 社會的影響の性質を述べこれに對する訓練上の態度如何

(一) 社會的影響の性質

- (1) 社會の影響は善惡、美醜、眞偽混淆で訓練上極めて避けねばならぬものが少くない。

- (2) 社會の出來事は強い暗示力をもつてゐる上に兒童は特に感染し易いから細心の注意を要する。

- (3) 兒童は好奇心に富み模倣力が強いから善惡を問はず年長者、新奇なものに倣はうとする風がある。

- (4) 社會は教育の爲にのみ存するものではなく日常の出來事は複雑を極めその刺戟は過度に失する弊がある。

(二) 訓練上の態度

社會の兒童教育上の害毒のある點のみを考へればルソーの如く兒童を社會より隔離させねばならぬと思ふがそれは偏見である。傳來の習俗、日夕の事象及び諸般の施設等の中には兒童の勸戒に供すべき活材料が少なくない。されば社會上の出來事を適當に選んで訓練の活材料とすべきである。

9 學校と社會との關聯の必要なる理由並に特に留意すべき諸點を述べよ

(長野縣—七年—尋正)



(一) 學校と社會との關聯の必要なる理由 學校は兒童が家庭から社會に乗り出す波戸場の如きものである。加ふるに教育は學校の卒業を以て決して終をつけるものではなく諸般の施設があつて廣義の教育が絶えず行はれてゐる。されば學校は徒らにその門戸を閉ぢて社會と離背すべきでなく進んで社會と握手しなければ眞に教育の目的を達し難い。これ學校と社會との關聯の必要なる理由である。

(二) 特に注意すべき諸點

- (1) 教師は常に社會と交渉を保ちその地方の風俗習慣をよく承知してゐること。
- (2) 社會の出來事については適切な批判を加へて訓諭に役立てること。
- (3) 兒童の交友、讀物に對して充分注意すること。
- (4) 校外監督の方法をも講ずること。

10 小學校に於ける訓練と家庭及び社會との關係を述べよ

(山形縣—八年—專正)

兒童の生活は家庭、學校、社會に亘るものであるが就中、教育をその純一の目的とするのは學校であるから學校は兒童訓練の中堅となつて一方には家庭を卒ぬ他方には社會を導いて品性陶冶の效を擧げねばならぬ。

- (一) 學校の家庭に對する關係 大部分の家庭は起居動作は學校のそれよりも低い。されば學校での訓練は家庭への模範を示して家庭生活を向上させるやうにつとむべきである。
- (二) 學校の社會に對する關係

學校が指導的中心となるべきである。學校は現實の社會を醇化し理想化した社會であるから社會の不良な半面は學校で洗鍊され修正を受け、社會の善良な半面は學校で高調されてその光彩を増す。かくて學校は常に社會への範型となるべきである。

第三章 訓練の方法

第一節 訓練上の施設

1 訓練上の施設の重なるものを列舉せよ



### (一) 共同的方面

- (1) 學校生活を共同訓練を行ふに最も適するやうに組織し且整理する。學童互助の法、學校市の組織もこの一方法である。
- (2) 校風級風の振作をはかること。
- (3) 共同勤勞を課すること。
- (4) 交友間の切磋琢磨。

### (二) 個別的方面

- (1) 家庭調査。
- (2) 特性調査。
- (3) 操作査定。

### 2 學童互助組織とは何か

佛、獨の寄宿舎をもつ補助學校で行はれてゐる。これは全校兒童を全然同胞の如くに組成し、

互に困難を救済し疾病を看護し、學校園、兒童工場の作業を助け合ふ等あらゆる方面より、實演的に、共同、自治、連帶を體驗させ併せて健康をも進めようとするものである。

### 3 校風級風の振作方法如何

- (1) 原動力は師道にある。されば全校職員が一致協力して師道の確立に努むべきである。
- (2) 特に上級生をよく指導すること。上級生に良習慣を養ひ彼等をして全校兒童に對する示範、輔導の重責を自覺させその活動によつて代々善良な校風を相傳へるやうにさせる。
- (3) 校訓を制定して日々これが遵奉を奨めたり、校歌、應援歌を作製して愛唱させたり校技を定めて全校兒童に参加させるのも大切な仕事である。
- (4) 級風の涵養につきては擔任教師の師道が中心となる。

### 4 個性調査の目的如何 (宮崎縣一八年—專正)

教育は自然に反して行はるべきものではない。殊に訓練に於ては然りである。さればよく兒童



の個性を知悉してこれに應じて誘導に補正にそれぞれ適切有效の途に出なければならぬ。即ち個性調査の目的は一つに児童を適切有效に指導せんがためである。

## 5 操行査定について記せ

### (一) 操行査定之目的

(1) 児童の境遇並びに身體の情況が操行に及ぼす影響を知り、これによつて養護、教授、訓練の効果及び適否を診断し

(2) 教師には今後採るべき手段方法を考慮反省させ

(3) 児童には奮勵力行を促進させる助となる。

### (二) 操行査定之標準

勤情、注意、規律、誠實、容儀、清潔等なるべく廣く児童の性行活動の全般に亘る。

### 【類題】

1 左記諸問に答へよ。操行査定 (岐阜縣—八年—專正)

## 第二節 共同訓練

### 1 小學校に於ける共同訓練の機會について述べよ (三重縣—七年—專正)

小學校に於ける共同訓練の機會は遊戯、競技、勤勞、作爲の上に求められる。

(1) 遊戯、競技 共同的の遊戯競技は共同訓練の最もよい機會である。それによつて協力互助自律節制統御指揮の才幹がねられる。又競技に於て公正に奮闘する精神が養はれて共同社會生活の基礎をつくる。

(2) 勤勞作爲 學校生活に於て學習以外に勤勞作爲と認められる事項は次の如きものである。

イ 當番勤務 教室内の整頓、教室日誌の記入、學校園の手入、動植物の飼養栽培

ロ 儀式會合 儀式には、四大節、學校紀念日、入學式、卒業式等がある。講堂訓話もよい機會である。諸會合には學藝會、運動會等がある。

ハ 遠足及び修學旅行。



## 2 遊戯競技の教育的價値を述べよ

- (1) 本能的傾向を調整練磨し身體各部の職能を發達させ健康を増進させ、心情を快活ならせる。
- (2) 自然的個性を活躍させ人格を陶冶し、公共心、同情心、正義廉恥、敢爲、忍耐等の諸徳が養へる。
- (3) 公正に奮闘する精神が養へる。公正に奮闘する精神は共同社會生活の基礎となる。
- (4) 知識技能の修練が出来る。工夫創造を試み想像推理を練るからである。
- (5) 共同的の遊戯競技で協力互助規律に服従する習慣、自律節制の習慣を養ひ統御指揮の才幹を練ることが出来る。

### 【類題】

- 1 遊戯の教育的價値を述べよ (熊本縣—五年—專正)
- 2 遊戯の教育的價値を記せ (京都府—六年—專正)
- 3 遊戯の教育的價値 (東京府—七年—專准)

- 4 遊戯の教育上に於ける價値を記せ (臺灣—八年—小准)
- 5 遊戯の教育的價値を記せ (樺太—七年—專准)
- 6 左の意義を明にせよ。遊戯 (岡山縣—八年—專准)
- 7 遊戯の教育的價値を問ふ。猶遊戯と作業との差異如何 (兵庫縣—四年—專准)

## 3 遊戯競技指導上の注意を述べよ

- (1) なるべく自由にする。教育上有害な傾向を認める場合の外は干渉しない。
- (2) 團體遊戯競争遊戯はその遊戯に伴ふ秩序規律を十分守らせる。
- (3) その種目もなるべく自由に選ばせるがよいが發達に應じた遊戯を指導することも必要である。
- (4) 競技は公正に奮闘する精神を十分に發揮させなければならぬ。
- (5) 遊戯競技とも各自の全力を傾注させる。
- (6) 夢中になつて勤勞作爲を嫌ふ様なことがないやうに注意すべきである。



【類題】

- 1 遊戯指導上の注意を述べよ (鹿兒島縣—九年—尋准)
- 2 遊戯指導上の注意を述べよ (福岡縣—七年—尋准)
- 3 遊戯競技の教育的價值及び指導方法を問ふ (山口縣—九年—小准)
- 4 遊戯の性質を述べ且その指導上注意すべき事項を挙げよ (三重縣—六年—小准)

4 勤勞作爲の本質如何

(一) 作爲の本質

他の目的のためにする仕事でありながら同時に活動それ自らを楽しむもので遊戯と勤勞との中間に位し遊戯より勤勞に進む過渡をなしてゐる。従つて興味の存する間は続けられるが興味が消えると止められ必ずしも達成を期するものではない。

(二) 勤勞の本質

勤勞は仕事に對する十分の活動でその達成を見なければ止めない作爲である。勤勞の本質はそれが仕事の達成に向つてゐる點にある。達成とは十分に仕げること即ち自我が力と熱とを籠めて一心不亂にこれに従事し、その時その人に存する可能性を極限にまで展開させることである。

【類題】

- 1 勤勞の教育的意義を明にせよ (佐賀縣—七年—尋准)
- 2 小學校に於ける作業の本質と其教育的價值を論述せよ (滋賀縣—六年—小本正)
- 3 勤勞の意義を明にし教育上の價值を述べよ (神奈川縣—八年—尋正)
- 4 作業の教育的意義及價值を述べよ (東京府—七年—尋正)
- 5 作業とは何ぞ (京都府—六年—尋正)
- 6 左の事項について知れる所を記せ。作業 (山形縣—七年—尋准)

5 勤勞作爲の教育的價值を述べよ (奈良縣—九年—尋准)

- (1) 實際生活に對する準備をなすから役立つ間に合ふ人をつくる。
- (2) 兒童稟有の生活機能を満足させて思念を無邪にし自信自頼の念を高める。
- (3) 人を活動的にし閑居より生ずる不善より免れしめるから生活を幸福ならしめる。
- (4) 共同作業により協力互助の必要を體驗させ連帶責任の意義を自得させる。
- (5) 廣く人事界、自然界との接觸が十分に行はれるから穩當な識見と堅實な習慣とを得させる。



- (6) 身體を強健にし四肢を器用にし生活上に必要な身體上の練習が出来る。
- (7) 責任感を以て仕事に當るから義務心、忍耐力が養へる。

【類題】

- 1 作業の調育的價値を論ぜよ (宮崎縣—八年—專正)
- 2 勤勞作業の教育的價値を明にせよ (熊本縣—七年—專正)
- 3 勤勞の教育的價値を述べよ (三重縣—七年—專正)
- 4 勤勞作業の教育的價値に就いて述べよ (秋田縣—六年—專正)
- 5 勤勞の教育的價値を述べよ (群馬縣—八年—專正)
- 6 訓練に於ける作業の價値を述べよ (徳島縣—五年—專正)
- 7 作業の教育的價値を問ふ (山口縣—七年—專正)
- 8 作業の教育的價値を問ふ (鹿兒島縣—六年—專正)
- 9 小學校に於ける作業の價値を列舉せよ (福岡縣—七年—專正)
- 10 勤勞作爲の教育的價値を列記し指導上の注意を記せ (香川縣—六年—小本正)
- 11 共同勤勞の教育的價値を述べよ (埼玉縣—七年—專正)
- 12 共同勤勞の教育的價値を問ふ (臺灣—八年—專正)

6 勤勞作爲の指導上の注意を述べよ

- (1) 心身發達程度に適するものを選ぶこと。初めは活動そのものに興味のあるものを選び漸次目的をもちその實現に努力するものを選ぶこと。
- (2) 目的を自覺させて成功を期せしむること。
- (3) 自ら奮勵して遂行させその作業に對する責任を明にすること。
- (4) 共同作業は全體の計劃と各自の分擔とを知らせて共同一致責任を以て當らせること。
- (5) 當番勤務の如きは公平に配當し且方法を指導すべきこと。

【類題】

- 1 勤勞作爲の教育的價値を述べてその指導上の注意に及べ (廣島縣—八年—專正)
- 2 作業の價値及び作業實施上の注意を述べよ (茨城縣—九年—小准)
- 3 勤勞作爲の教育的價値及び指導上の注意を述べよ (高知縣—七年—專正)
- 4 作業の調育的價値を述べこれが實施上の注意に及べ (京都—六年—專正)
- 5 作業の教育的價値及之が實施上の注意事項を述べよ (奈良縣—七年—專正)
- 6 作業を實施するには如何なる點に注意すべきか (愛知縣—四年—專准)



### 7 遊戯と作業との別を明にせよ

- (1) 作業は目的があるが遊戯にはない。遊戯にも目的のある場合はあるがその目的は活動の目標にすぎないので活動そのものが主になつてゐる。さればつくり上げてしまへば必要はないのだからこわしたり棄てたりする。
- (2) 遊戯は自由で愉快的な活動であるが、作業は眞面目な努力である。されば單に興味がないばかりでなく時として多少の苦痛を伴ふことがある。
- (3) 遊戯は自由な活動で拘束がないが作業には拘束があり責任感が伴ふ。嫌だとしてやめてしまふことは出来ない。

### 8 自治組織について知れる所を記せ

- (一) 意義 學級、學校を一つの自治團體の如くに組織し自ら命じ自ら行はせるものである。

詳言すれば選舉によつて諸種の役員を定め、出席席の調査、學習の準備及び後始末、學校園、學級文庫の經營、遠足見學の用務その他實行すべき事を定めて分擔處理させ様とするを  
す。

### (二) 自治組織の任務

- (1) 自由な共同社會生活で社會的意識(共同、互助、克己自制、責任感等の社會的情意)を目醒ませ且促進させること。
  - (2) 團體的生活で氣力を旺盛にし特に犠牲的精神を練成すること。
  - (3) 共同社會の精神と個人の人格とが相關的結合にあることを自覺させ社會の爲の自己、自己の爲の社會といふ立場を融合させること。
- これらは不斷の實踐躬行で修得されるのだから生活そのものを自治組織化し、修身、歴史、公民科で授けた内容をこの自治組織の生活に具體化させ様とするのが主眼である。

### (三) 自治組織の著名なもの

- (1) 米國の學校都市組織 ウキルソン・ギル氏がニューヨーク市のブリークリン小學校で實



施して良結果を得た。

- (2) 田園學舎 ヴィネケンがチューリンゲン地方に設く。學級は一の共同社會團體でその中に多くの「家族」があり一族には各々一人の教師が配せられ生徒は教師の許可を受けて法規を制定實行し又一定の形式に随つて自己の意見を自由に教師に申出で、その裁決を仰ぐ。

- (3) スイスのトツケンドルフの村落學校

英のスコットランドのドーセットシヤの兒童訓育共和國。

#### (四) 實施上の注意

- (1) 兒童が特定の精神發達段階に達し、或程度まで自治を要求し且自治を實施し得る準備が出来てゐないものには行へない。されば小學校低學年には不適當だし、中學年には少しづつ加味するがよく、高學年には一層自治の領域を擴大する。
- (2) 自治組織は教育的目的より出たものであつて自治そのものが目的ではないから、常に教師の指導監督が加へられねばならぬ。教師は單なる自治制度の一機關ではない。

### 第三節 個別訓練

#### 1 個別訓練の意義を述べよ (熊本縣—四年—專正)

兒童の實踐躬行を導いてその人格を育成するが訓練である。されば訓練は兒童の特性を知悉してこれに應じて適切有效に實踐躬行を誘導せねばならぬ。例へば氣質に膽汁質、憂鬱質、多血質、粘液質等あるがそれらに應じてその長所を伸し短所を矯正するやうにせねば立派な性格を養ふことは出来ない。又惡癖ある場合に急激にそれを矯正しようとはせず漸を追ふて各人の特性に應じて處理してゆかねばならぬ。然らざれば眞に目的を達することは出来ない。個別訓練とは各兒童の特性に基いて之を啓發薰陶して道德的品性を陶冶することをいふのである。

#### 【類題】

- 1 個別訓練の意義及方法につきて述べよ (高知縣—八年—小本正)
- 2 特性と訓練との關係如何



【参考】

○訓育の個別化とその注意 (小西博士)

すべて教育は年令、性別、個性に應じなければならぬが殊に訓育は各生徒の實行に關する教育であるから一層個別的取扱を必要とする。……同じ命令、禁止、叱責でも一度で實績のあがる生徒もあり、何回施しても實績のあがりにくい生徒もあらう。命令禁止叱責でも一生徒にはあまり強くひどくない事が他の生徒には強くひどき過ぎる事がある。罰の方法として生徒を職員室や教室の一隅に立たせたりする事でも身體的にさほど苦痛とならない子供もあらうが幼少な女児には生理上非常に害がある。教師の目的は勿論善改過の愛情から發した事には相違ないが、生徒の個性によつて害を引起すこともあるから常に先づ教師は生徒の立場になつたと假定して感受の程度を想像して見るのがよい。さうして生徒の立場に適合させる工夫を先づ凝らして後、命令禁止懲罰を下せばほど誤が少いであらう。更に進んでは家庭の事情、境遇によつて考慮を加ふべき場合も多からうと思はれる。しかし同じ學年同じ學校の生徒に對してその中で餘りに訓育の個別化を考へると一步を誤れば公平を失するやうな弊に陥るかも知れない。賞罰、命令、禁止、訓誡等に若し公平を缺くことがあれば生徒は教師を尊信しない事になり將來一切の教育が破綻せざるを得ない。事實は個性に適合して居つて公平であつても生徒から不公平だと疑はれる事があつては良くないからその手加減に教師の手腕を要する。

2 氣質の意義を述べ且その種類を擧げて之を説明せよ (三重縣—六年—尋正)

(一) 氣質の意義 情緒を中心として情意の方面に現はれる個人的特性で、通例多血質、神經質、膽汁質、粘液質の四種に分ける。

(二) その種類

A 多血質の特質

- 1 快活で元氣よく模倣がうまく多藝多能で一喜一憂が直ちに色に現はれる。
- 2 意志は概して弱く氣が移り易い。
- 3 社交性に富み友達とも早くなれるし教師にもよくなつく。
- 4 輕佻浮薄で他人におだてられて輕卒に事をなすことがある。

B 膽汁質の特質

- 1 舉止は沈着で事に臨んで勇往邁進し敢て困苦をも辭さない。
- 2 意志は強く實行力も強い。されど時によると傲慢となり殘忍なことをすることがある。



- 3 自信力が強く自己を主張することが強くて命令的の態度をとる。
- C 神経質の特質

- 1 考へ深くて容易に決断しないが一度決したことは却々動かさない。
- 2 舉止は沈静で活氣に乏しく苦痛は強く印象せられて容易に忘れられない。
- 3 引込主義で友を得ることも少く教師にも近よらない。運動場でも隅の方で二三人の子供と遊んでゐる。

D 粘液質の特質

- 1 思慮舉動共に緩慢で物事に動かされない。
- 2 教師に對しても友達との交際についても無頓着で他人のいふが儘に任せる。
- 3 思慮が静で遅い。しかし偏することはない。

【類題】

1 氣質の種類をあげてその各々につきて略述せよ (栃木縣—五年—小准)

3 氣質の種類を舉げて兒童訓練上注意すべき諸點を述べよ

(兵庫縣—九年—特正)

(一)(二) 氣質の意義 (前問参照)  
その注意

A 多血質

- 1 適當な作業を課し根氣強く努力する習慣を養ふこと。
- 2 なるべく精神を落ちつかせ時々反省させる。

B 胆汁質

- 1 妄りに抑へつけず常に活動の機會を與へてよい方に導くこと。
- 2 教師は常に確乎たる態度をとり權威と温情とを以て接すること。

C 神経質

- 1 常に共同作業、團體遊戲等の仲間に入れて氣を引立てるやうにする。
- 2 常に父母教師朋友等の温情に接せしめて活潑爽快の氣風を鼓舞する。



- D 粘液質
- 3 偉人の立志傳奮闘譚等により勇氣を振起させ膽力を養成する。

- 1 遊戯作業等を課して仕事に對する熱を強める。
- 2 規則正しい生活をさせて優柔不斷に流れないやうにする。

【類題】 1 氣質の種類と特徴とをあげて調育上の注意に及べ（京都府—七年—專正）

4 性癖の意義を述べ且性癖修正の方法を述べよ（三重縣—七年—專正）

性癖の意義 氣質習慣等の結果として特に顯著な徴候の表はれたものを性癖といふ。

(一)(二) 修正の方法

- (1) 放縱
  - 1 規律正しくさせる。
  - 2 教師の態度は明確、判斷行爲ともに直截明晰徐々に根氣よく改善につとめる。

(2) 強情

- 1 他のことに氣を轉じさせる。
- 2 不合理なことは斷乎としてはねつける。

(3) 臆病

- 1 親切に同情を以て接する。
- 2 小言は少くして常に勵ます。
- 3 敢爲、公明正大の風を養ふ。

(4) 神經過敏

- 1 教師は明確な言動をなし疑をもたせぬやうにする。
- 2 自制力を強くさせて自らにも氣をつけさせる。
- 3 環境を整理して邪推嫉妬猜忌等の原因を除去する。

(5) 注意散漫（放心）

- 1 規則正しい生活をさせる。



- 2 注意を惹く様な刺戟を少くする。
  - 3 作業時間を短くしてその間に全力をつくさせる。
- (6) 不規律

- 1 規律正しい生活をさせる。
- 2 時間割を定めて守らせる。

(7) 軽躁

- 1 作業を秩序正しくさせる。
- 2 忍耐の習慣をつける。

(8) 虐待

- 1 心を和げ同情を起させる。
- 2 親切な取扱をし慈愛に富んだ訓諭をする。

(9) 虚言

- 1 悪意に出たものは萌芽の中に徹底的に矯正する。

(10) 貪欲

- 1 正当な所有観念を與へること。
- 2 誘惑の機会を出來るだけとり去る。

### 第四節 訓練の様式

1 訓練の主義について論ぜよ (愛媛縣—八年—尋正)

- (一) **權威主義** 兒童は尙兒童であるから即ち善惡の判斷も明確でないし衝動にも動かされ易い。されば教師が一定の權威を以て臨まねば効果は擧らぬとするものである。

- (二) **自由主義** 兒童の自由にまかせて教師は世話をやかせず傍觀者の態度をとる方法である。

(三) **訓練の廣い正しい基礎**

- (1) 權威の必要 教育は性能を啓培して人格を育成する仕事なれば規範の具體たる權威がな



- ければ教育は行へない。されば教師が權威を代表して立つのは當然である。
- (2) 自由の必要 自由なしに自律的人格は養へない。
- (3) 両者は撞着しない。自由は正しい權威に導かれて暢びる。權威は眞の自由を體得させるために必要である。訓練はこの廣い正しい兩面を含んだ基礎に立たねばならぬ。

【類題】

- 1 訓練の主義について記せ (山梨縣—七年—專正)
- 2 訓練上の權威主義と自由主義とについて述べよ (茨城縣—五年—小准)
- 3 訓練上の自由主義強制主義について記せ (新潟縣—九年—小本正)
- 4 訓育の主義を列擧して説明し批判を加へよ (鹿兒島縣—九年—專正)
- 5 訓練上の權威主義と自由主義とを論評せよ (滋賀縣—六年—小本正)
- 6 訓練上の自由主義とは何ぞや (新潟縣—五年—專正)
- 7 訓練上の權威主義を批判せよ (福井縣—五年—小准)

2 訓練の様式を明にせよ (佐賀縣—七年—小本正)

- (1) 示範 教師が躬を以て範を示して兒童に倣はせる、
- (2) 命令禁止 教師が意志を明示してこれに服従させること。
- (3) 訓諭 能動的に實行につかせるために教師が希望を述べて反省を促すことをいふ。
- (4) 看護 兒童に不善を犯させぬ様に又危險に陥らせしめないやうに教師が監視保護するをいふ。
- (5) 懲罰 兒童の悪い行に對して再び行はしめないために故意に心身上に苦痛を與へることである。
- (6) 褒賞 兒童の善行に對して故意に快感を伴はせてよい行をすゝめることをいふ。

【類題】

- 1 訓練の様式を述べよ (群馬縣—八年—小本正)
- 2 訓練の様式を列擧し其の各を説明せよ
- 3 訓練の様式について述べよ (山梨縣—七年—專正)



### 3 訓練の様式としての価値を述べよ (宮城縣—五年—尋正)

示範の眞價は機械的模倣でも強制的屈從でもなく心からの信頼敬慕による憧憬にある。内に缺けたるもの、求めてやまさるものをその上に見出さしめ、これに倣はざるを得ざらしめる所にある。従つて示範は意識的のものよりも人格の自然の發露の方がより大なる価値を持つ。されば教師は行往坐臥、兒童の範とするに足る生活を營むべきである。

#### 【類題】

- 1 訓練の様式としての示範の価値を述べよ (三重縣—六年—尋正)
- 2 訓練上示範の価値を論じ教師の心得を述べよ (千葉縣—七年—尋正)
- 3 訓練上模範の価値を述べて教師の心得に及べ (岡山縣—八年—尋正)

### 4 命令禁止の性質及び注意を述べよ (東京府—七年—尋正)

#### (一) 命令禁止の性質 命令は積極的になすべきことをなさしめることで禁止は消極的にな

すべからざることをなさしめぬことである。何れも他律的で兒童の自發心に出るものではな

い。されば教育の常道ではなく、なすべきことをなさず、爲すべからざることをなす等のやむを得ぬ時にのみ用ふべきものである。

#### (二) その注意

- (1) 兒童の實行し得るもので合理正當のものでなければならぬ。
- (2) 簡單明瞭で疑をもつ餘地のないやうにすること。
- (3) 一時をなし終へてから他事を命ずるがよい。
- (4) 必要の時のみにすること。
- (5) 終始一貫すること。
- (6) 正しく無理でなければ必ず實行させること。

#### 【類題】

- 1 命令禁止の性質及注意を問ふ (宮崎縣—八年—尋正)
- 2 次の各項に答へよ。命令禁止 (鳥取縣—八年—尋正)



5 訓諭の性質及注意につきて記せ (山口縣—九年—專正)

(一) 訓諭の性質 教師が希望を述べて兒童の考慮反省を促し兒童をして發意的に實行につかせ様とするものをいふ。訓諭の本質は必しも説得を遂げるのではなく兒童の發意を促す點にある。従つて彼等をして自らその修爲實行の工夫を積ませるのがその企圖である。

(二) 訓諭に関する注意

- (1) 兒童のためを思ふ眞心をもつてすること。
- (2) 時機を失せぬやうに氣をつける。
- (3) なほさうとする奮發心を起させるやうにする。
- (4) 損得を主にして言ひ聞かせるのはよくない。
- (5) 具體的に説くこと。兒童の耳に入り易く又良心に觸れしめる爲である。

【類題】

- 1 訓諭の性質とこれを行ふ上の注意を述べよ (京都府—七年—專正)
- 2 訓諭に関する注意を列挙せよ (京都府—六年—專正)

3 訓諭の教育的意義を明にせよ (栃木縣—五年—小准)

6 看護の意義及注意を述べよ

(一) 看護の意義 兒童に不善を犯させないやうに又危険に陥らしめないやうに教師が監視保護するのを看護といふ。兒童は見てゐる時とゐない時とでその言行が異なるから不知不識不善と遠ざかり善良な習慣をなすに至らしめるには常に兒童の間にあつて不言の間に其の意志の方向を指導せねばならぬ。これが看護の目的である。

(二) 看護上の注意

- (1) 看護は交際の形でなして非行を監視するやうな態度に出てはいけない。かやうな態度をとると教師の面前だけをつくらつて教師がゐなくなるとその反動で反つて悪くなるからである。
- (2) 看護は漸次寛にせねばならぬ。幼少の間は周到にせねばならぬが學年の進むにつれて漸次自由にし遂には全くその用を見ないやうにせねばならぬ。



【類題】

- 1 訓練上の看護の目的如何 (北海道—八年—專正)
- 2 左の意義を明にせよ。看護 (福井縣—七年—小准)
- 3 左の項目を説明せよ。看護 (山形縣—八年—尋准)

7 課罰の原理を問ふ

- (一) 報復説 既になされたものを復讐する。即ち個人の受けた損害を社會の力によつて相手に報復しそれによつて正義の本能を満足させる。これは兒童には理會され易いが正しくない。
- (二) 威嚇説 罰によつてこれを傍觀してゐる他兒童を威嚇し、非行に遠ざからせようとするものである。これによれば當人には反感を抱かせ易く又萎縮せしめる恐があるし他の兒童には内面的な善良な情意を陶冶することは困難である。
- (三) 保護説 非行を拘束して社會一般を保護せんとするものである。これは改善の餘地のない先天的犯罪者に適當である。

- (四) 改善説 非行者の當人の改善を目的とする。兒童の意志を誤つた方向から正しき方向に引返さしめることを主眼とする。
- (五) 贖罪説 衝動のために犠牲にされた道徳律に對しての贖ひである。自ら進んで苦痛を甘受することによつて其の犯されたものを贖ふのが贖罪の意味である。
- (六) 結語 教育の手段としての懲罰は贖罪又は威嚇の意味を含むこともあるが主たる目的は改善に置くべきである。

【参考】

○課罰の精神 (虛白)

雪の竹叩くも慈悲の一つかな  
憎しとて叩くにあらず竹の雪  
叩かるゝ慈悲から起きよ竹の雪



## 8 懲罰の性質を明にせよ

懲罰とは児童の悪い行に對して再び行はしめないために故意に苦痛を與へることをいふ一體懲罰なしで訓練が行はれるのは教育の理想である。しかし示範も訓諭もその力なく、命令禁止もその効を奏しない場合には已むを得ず最後の手段として用ひるのである。かくては罰は

- 1 児童をして自己の行爲の不善なりしことを自覺せしめ。
- 2 その非行の結果が如何なることかを知らしめ。
- 3 將來再びかゝる非行を繰り返すまいとの意志を起さしめる効果を有する。

### 【類題】

- 1 罰の教育的價值を述べ且課罰上の注意を列擧せよ (静岡縣—六年—小本正)
- 2 訓練の手段としての懲罰について其の性質、種類教育上の注意を述べよ (富山縣—七年—尋正)
- 3 懲罰の目的を述べ之を行ふに就きて注意すべき點をあげよ (福岡縣—七年—小本正)

## 9 懲罰の種類及び懲罰に関する注意を述べよ (宮崎縣—六年—尋正)

### (一) 懲罰の種類

- (1) 名譽の罰 名譽心に訴へて精神上に苦痛を與へる罰である。多人數の前で叱ること、席を別にすること、名譽の任務をやめさせること、停學等はこれである。
- (2) 自由の罰 自由を束縛して苦痛を與へ様とするもので、留置、直立、遊び時間に出さぬ、特別課業の停止等はこれである。
- (3) 體罰 故意に身體の局部に苦痛を與へるものである。打つ、つねる等で我國では禁じてある。その禁條は小學校令第四十七條である。

### (二) 懲罰上の注意

- (1) 課するには精密に事實の審査をとげねばならぬ。
- (2) 誠意に發して公平に行はれねばならぬ。
- (3) なるべく軽く少いがよい。
- (4) 罰してなほつたら早く忘れてやる。
- (5) 自己の非行に對する情の強く感じてゐる中に罰する。



- (6) なるべく秘密にしてやる。但し公になされた非行は公に罰せねばならぬ。
- (7) 懲罰の程度方法はその動機を考へ兒童の道德的判斷及びその境遇、兒童の個性特質を考慮せねばならぬ。

要するに懲罰は至誠と愛情とを本とすべきである「憎しとて叩くにあらず笹の雪」とは實にこの心を云つたものである。

#### 【類題】

- 1 懲罰に関する注意につきて述べよ (福島縣—七年—專正)
- 2 懲罰實施上の注意を挙げよ (山形縣—八年—專正)
- 3 訓練の手段としての懲罰に就いて其の性質、種類教育上の注意を述べよ (富山縣—七年—專正)
- 4 罰の教育的價値を述べ且課罰上の注意を列挙せよ (静岡縣—六年—小本正)

### 10 褒賞の意義及種類を説明せよ

- (一) 褒賞の意義 褒賞とは兒童の善行に對して故意に快感を伴はせてよい行をすゝめること

とをいふ。従つてその目的は兒童の向上發展にある。

#### (二) 褒賞の種類

- (1) 教育者の満足及び稱讚を表はす言語、容貌、態度。
- (2) 兒童の欲求する自由の時間特別の榮譽的任務、賞品、褒狀、賞牌等の授與。賞品を授與する時はなるべく永く記憶されるやうにその選擇に注意せねばならぬ。例へば消耗品よりは書籍、硯箱、硯の如きものがよゝ。
- (3) 公衆に對する表彰。

### 11 褒賞の目的如何

なされた行爲に對する報酬の意味で行ふのは教育的でない。兒童の主我的衝動を刺戟して利害の打算に敏ならしめ意志を道德的に習慣づけることは困難である。利得の如き結果に捉はれず義務のために義務を果す意志が道德的である。褒賞の目的はこの義務を義務のために果す意志を強めるにある。換言すれば褒賞は兒童の快感を善導してその向上發展を勤めるにある。従



つて褒賞がよく児童の品性の進歩發達に役立つならそれは教育的であり役立たず却つて傷つくるに至れば非教育的である。

### 【類題】

- 1 褒賞の教育的意義を述べよ (群馬縣—八年—尋准)
- 2 訓練の手段としての褒賞を論ぜよ (大阪府—七年—尋正)

## 12 褒賞上の注意を述べよ

- (1) よく事實を調べて合理正當で誰でも立派な行爲であると認め得るものであること。
- (2) 亂用をつゝしむること。
- (3) 結果のみみないで動機に注意すること。
- (4) 審査を公平正確にし更に授賞の理由を明にし褒賞の眞價は將來の向上進歩によつて彌々その光輝を放つことを知らしむること。
- (5) 努力によつてなされた行爲は特に賞する價值がある。されば一時の善行ばかりでなく永續

の精勤をも褒めねばならぬ。

- (6) 年令の長するにつれて次第に減少せしめる。又賞の種類も賞品より名譽、名譽より良心の満足と進ませてゆかねばならぬ。

### 【類題】

- 1 賞罰につきて説明し、これによりて教育的効果を生ぜしむるための注意すべき諸點を記述せよ (青森縣—七年—尋正)
- 2 褒賞懲罰上特に注意すべき事項を述べよ (埼玉縣—五年—尋正)
- 3 訓練上賞罰について意見を述べよ (東京府—七年—尋准)
- 4 児童訓練上懲罰と褒賞に就いて心得べき點を述べよ (千葉縣—七年—尋准)
- 5 賞罰を行ふ際の心得如何 (石川縣—四年—尋准)
- 6 左の問題を略述せよ。褒賞 (福岡縣—七年—尋正)

## 第四章 養護教授訓練の相關

### 1 教授と養護との關係を述べよ



- (1) 養護は教授の基礎となる。身體が悪ければ教授は十分効果が擧げられない。これに反して身體が健全ならその効果も著しい。即ち養護が教授の基礎である。
- (2) 養護の目的を達するには身體の保護鍛錬に関する知識を授けねばならぬ。されば養護は教授を要する。

## 2 教授と訓練との關係を問ふ (鳥取縣—五年—專正)

- (1) 訓練の目的は道德的品性の陶冶にある。道德的品性の陶冶には道德的判斷を養成せねばならぬ。然るに道德的判斷力は教授によつて養はれる。
- (2) 教授は知識技能を授け且その能力を啓發することである。知能の中には實行を要するものが相當ある。その實行は訓練によつて養はれる。
- (3) 教授が効果をあげるには規律正しく教師の命によく服従せねばならぬ。この服従規律は訓練によつて養はれる。

## 【類題】

- 1 訓練と教授との關係を略述すべし (京都府—六年—專正)
- 2 教授と訓練との關係を述べよ (千葉縣—七年—小准)
- 3 教授と訓練との意義及び兩者の關係を明らかにすべし (群馬縣—八年—專正)
- 4 教授と訓練との關係を述べよ (京都府—七年—專正)
- 5 教授と訓練との異同並に關係を論ぜよ (福島縣—九年—專正)

## 3 訓練と養護との關係如何

- (1) 養護は訓練をなす時の基礎である。健全な身體となれば訓練の實行も強くなるし不健全なら訓練も行ひ難い部分を生ずる。
- (2) 養護の効果を擧げるには實行すゝめねばならぬ。その實行の習慣をつけるのが訓練である。養護で必要な節制、清潔、規律、快活などの徳は訓練で養はれる。

## 【類題】

- 1 體育と調育との關係を述べよ (北海道—七年—專正)



4 教授訓練養護の関係を説明せよ (長崎縣—九年—小准)  
(前三問参照)

【類題】

1 教授訓練及び養護の任務とその相互間の関係を記せ (福岡縣—七年—專正)

## 第七篇 教師論及學校論

1 小學校教師の任務につきて述べよ (山口縣—九年—專正)

小學校教師は次の如き任務を有してゐる。

- (1) 直接に國民教育を擔當すること。國民教育は我が國民精神、國民文化、國民生活の基礎を與へるものでありその直接なる擔當者が小學校教師である。されば小學校教師は我が國將來の運命をその掌中に握るものといつてよい。
- (2) 國民道德の指導をすること。小學校教師は國民道德を全國の兒童に指導する使命がある。
- (3) 兒童を教導感化してその人格を育成すること。これが教師の任務の最も中心をなすものである。前二者はこの兒童の人格を育成する内容である。この任務を充分に果すには教授訓練養護の優れた技術家でなければならぬし又普通の學術技藝にも通曉してゐなければならぬ。更に強健な體軀と精勤の習慣を要することはいふまでもないことである。



(4) 社會教化を中心たること。小學校教師は單に學校にあつて兒童を教育するのみでなく進んで社會教化の中心となつて社會を指導せねばならぬ。

【類題】

- 1 小學校教師の任務を記せ (山口縣—九年—小准)
- 2 小學校教師の任務を述べよ (奈良縣—七年—小准)
- 3 小學校教師の任務如何 (東京府—九年—小准)
- 4 小學校教師の任務を述べよ (奈良縣—八年—小准)

【参考】

○小學校教師の任務 (田中・日田・島田三氏)

- (1) 兒童に對しては直接の教育者
- (2) 國家に對しては次代國民の養成者
- (3) 社會に對しては地方の開拓者
- (4) 學校に對しては校務の經營者

2 教育者は如何に修養すべきか (佐賀縣—七年—專准)

(一) 人格の修養 教育力の中心は教育に當るものゝ人格にある。教師の言行は直接に兒童に大きな影響を與へるものである。されば人格を修養してよき影響を與へるやうにせねばならぬ。教師として特につとむべき點は高潔、熱誠、慈愛、同情、親切、快活、忍耐等である。

(二) 陶冶的精神の存養 教師たる者は陶冶に關する高遠な理想と鞏固な信念とを抱懷して兒童をよく愛しその人格を尊敬してこれを立派なものにしようとする精神を強めねばならぬ。

(三) 教育的技術の練磨 如何に人格が高く學藝に富んでゐても教育的技術に習熟しなければ効果をより著しくすることは出来ぬ。されば實地の教育法を常に工夫して經驗を積み重ねねばならぬ。

(四) 學藝の蘊蓄 教授にあつては教師の學術技藝の蘊蓄が最も重要である。されば常に學藝に對しては日新の修養を必要とする。



- (五) 常理常識の通曉 教師は他日社會に活動すべき國民を養成するのであるから躬ら先づ社會の大勢を知り世の實狀に通じて常理常識に通曉してゐなければならぬ。
- (六) 身體の鍛練 教職はかなり激しい職務で活潑な活動力に富む兒童を導くのであるから身體が強健でなければ堪えられない。されば常に身體を強健にするやうに努めねばならぬ。
- (七) 兒童に對する理解 教育の効果を著しくするためには幼兒少年青年の心理生理思想を十分に理解せねばならぬ。従つて平素彼等と親しく接すると共に此等に關する學術の研究を怠らぬやうにすべきである。

【類題】

- 1 兒童教育者としての修養について述べよ (山形縣—七年—尋准)
- 2 教育者に必要な資格について述べよ (島根縣—九年—小准)
- 3 教育者たるの必須條件を述べよ (長崎縣—九年—尋准)
- 4 小學校教員としての心得を述べよ (鹿兒島縣—六年—專正)

【参考】

○教師の修養上心得べき事項 (田中・日田・島田三氏)

- (一) 兒童教育者としての修養
- (1) 道德的修養を怠つてはならぬ。
  - (2) 知的修養を努めねばならぬ。
  - (3) 身體の鍛練に留意せねばならぬ。
- (二) 次代國民の養成者としての修養
- (1) 我が國體の精華及び國民道德の眞髓を體得すること。
  - (2) 國家の前途社會の大勢及び思潮の趨勢に留意すること。
- (三) 地方開拓者としての修養
- その土地の自然及び人文を研究し生活の程度産業の狀態を究め風俗人情を察して地方の開拓に力を盡す。
- (四) 學校經營者としての修養
- (1) 學校を統率するものは殊に剛毅、耐忍、感重、懇誠、勉勵の諸徳が必要である。



(2) 教育に関する法規に精通し國家の指示する教育の方針並に自己の職務職權を明かにして之に違はぬやうにせねばならぬ。

### 3 教育上教師の人格の大切なる所以を述べよ

教育は教師と児童との關係交渉である。教師の考へ方、行ひ方は直ちに児童の考へ方行はんとする意志を刺戟する。教師がよい模範を示せば児童は自らそれに感動されないことはない。教師が上品な趣味をもつてゐれば児童は自ら感化される。教師の人格が高ければ児童は自らよい方に化するのである。人格が高ければ必ずその教師は児童に尊信される。児童が眞に尊信してゐるならば命令せずとも行はれ懲罰を加へなくとも児童は自ら相戒めて行爲をつゝしむに至るであらう。されば教育上には教師の人格が中心要素として最も大切である。

### 4 學校教育の種類を説明せよ

着眼點の如何によつて各種に分類される。

#### (一) 程度による分類

- (1) 初等教育 小學校の教育
- (2) 中等教育 中學校、高等女學校、實業學校
- (3) 高等教育 高等學校、大學、高等師範學校、專門學校

#### (二) 性質による分類

- (1) 普通教育 特に一定の方向や領域を目ざさず人間として國民として必要な一般普通教育を施すもので小學校、中學校、高等女學校、高等學校の教育はこれである。
- (2) 専門教育 特殊の學術技藝を授けるもので實業學校、師範學校、各種専門學校、大學などの教育である。

#### (三) 内容による分類

- (1) 基礎教育 將來如何なる生活に入る者にも必要な根本的、基礎的教育をいふ。小學校教育の如きものである。
- (2) 補習教育 基礎教育の補習完成を目的とするものをいふ。實業補習教育の如きはこれで



ある。

(3) 實業教育 實業に關する知識技能を授くるを主なる目的とするをいふ。農業、蠶業、山林、水産、商業、商船などの實業學校、實業專門學校、其他各種の職業學校の如きものである。

(4) 特殊教育 心身の缺陷ある者に對して施す教育をいふ。白痴教育、盲學校、聾啞學校などはこれである。

#### 【類題】

1 左の事項に就いて述べよ。基礎教育の意義 (佐賀縣—九年—小本正)

#### 【参考】

#### ○基礎教育の意義 (長田新博士)

初歩の小學教育が重要なわけは何處にあるであらうかそれは小學教育が兒童將來の生活や教育の基礎となるからである。基礎とは其處から將來の力の凡てが發露して行く根源の意味である。人類教育の

長い歴史を通じて小學教育が基礎の教育であることを眞に理解してゐたベスタロッチーは言つてゐる。初等教育は最も單純な教育ではあるが併しそれは至高の教育である。此の初等教育は園丁が夏の乾いた土地に水を撒くやうに撒いても撒いても乾く水撒きの如きものではなくて斷えず流れて決して大地を乾かすことのない流れる泉のやうなものである初等教育の力は一時的のものではなくて永續的のものである。

#### ○基礎教育 (山本猛氏)

基礎陶冶とは一言に基礎を作り根基に培ふ教育である。而して基礎と言ひ根基と言ふはその後の生活々動が依つて以て成立構成される所以のものである。



## 第八篇 家庭教育、社會教育論

### 第一章 家庭教育論

#### 1 家庭教育の必要を述べよ (沖繩縣—五年—小准)

或學者は「人が生後三年間に學ぶ知識は彼が後日大學で三年間に學ぶ知識の分量よりも多い」といひ、他の學者は「兒童は六歳までの間に於て爾後一生の間よりもより多くを學ぶものである」といつた。これは知識についてあるが幼時期の六歳迄は殆ど家庭で育つ。しかも此の間に百歳までもその人を支配する魂の芽生へが養はれ、人の一生の知識と能力の根柢となるものが培はれ、その人の生涯の活動力の基礎たる身體も殆どこの間に於てその健否が決められる。これらを思へば家庭教育の如何に必要であるか理解出来る。

#### 2 家庭教育の動機を説明せよ

家庭教育の根本動機は親の子に對する愛情である。昔も今も高いも低いも總べてを通して變らないものは實に子をよく育てようとする親の眞心である。家庭教育は實に人情の自然に成立つものである。

#### 3 家庭教育の任務を略説せよ

- (1) 身體發育の養護をなすこと。幼時に於ける身體發育は特に著しいからよく養護して兒童の健康を進め將來丈夫な身體の持主たらせるやうつとめねばならぬ。
- (2) 言語の收得練習をすること。兒童は生後約一年半から二年に至る間に最もよく言語を覺えるといふことである。我等の言語は家庭で知らず識らずの間に覺える言葉にその根幹を有する。されば、これを正しく美しいものに導くことは家庭教育の大事な任務である。
- (3) 價值判斷の基調を啓培すること。一個の事物に就いても價值的視點を異にする時はそれぞれ異つた價值判斷をする。そしてその判斷は吾人の過去の經驗と習慣的勢力とに支配されることが大きい。而してこの經驗や習慣構成の出發點は家庭で養はれる。父母兄弟の事物に對



する價值判斷や兒童の行爲に對する評價褒貶は不知不識の裡に兒童の價值判斷の仕方を感化し形成する。されば家庭で偏見のない一般的な正しい價值判斷の基礎を啓培することが重要な任務となつて来る。

(4) 品性の基礎の陶冶をすること。父母を中心とする家庭全體の影響感化は深く子供の品性の根柢に刻み込まれて子供の一生を支配する強い力となる。されば家族の一人一人はよく子供のことを考へて懼れ慎しみ正しいよい生活をせねばならぬ。

(5) 趣味の萌芽を涵養すること。人の情換は環境の裡に不知不識の間に養はれるものであるから父母兄弟は自らの趣味を高めることにつとむべきである。

#### 4 家庭教育の方法の要領を説明せよ

(1) 兒童の身體の保護。母は特に育児の方法に通じ且家庭の衛生に甚大の注意を拂はねばならぬ。

(2) 兒童の環境をよく整理すること。

(3) 父母は適切な模範を示すやう絶えず注意すること。

(4) 學校に入學するに至つてからはよく學校と連絡をはかりその教育方針を一にし、作業に於ても互に協調してその効果を著しくするやうにつとむべきである。

## 第二章 社會教育論

### 1 社會教育の本質を説明せよ

(一) 社會教育の意義 國家社會の理想實現の一たる教育力が學校、家庭以外の社會的施設を通して發現するを社會教育といふ。

### (二) 社會教育の動機

(1) 國家社會の動機 教化の進歩普及の程度如何は國家社會の興廢盛衰に關係する所が頗る大きいから國家社會はそれ自身の向上發展の爲に社會教育によつて教化の進歩と普及とを圖らんとするに至る。



(2) 教育する者の動機 人には教化的動機があつて我が有する道德・知識技能、趣味等を他人にも分たうとする。殊に未熟な者に對しては同情の念も自ら湧き社會教育の施設經營を見るに至るのである。

(3) 教育を受ける者の動機 我等は學校教育をうける當初より教育を受けて文化活動に参加すべき社會の一員たらんとする人道的の考へと將來それらの職業に就くべき準備をしようとする實利的の考へとを有してゐる。かゝる人道的及び實利的の動機は學校卒業後も永續し社會教育をも受ける動機となる。

以上三方面の動機が實現されて社會教育が成立するのである。

## 2 社會教育の主要なる任務を述べよ (熊本縣一七年一專正)

社會教育の範圍は廣くその事業も多岐に亘つてゐるが次にその重なるものを擧げて説明する。

(1) 道德教育 國民道德、實踐道德、國際道德等一切の道德に關する陶冶である。而してその中堅は國民精神の振作更張である。社會はあらゆる施設の根底に道德教育の目的を逸しては

ならぬ。

(2) 公民教育 市町村、府縣、國家の一員としてよく國家生活の規範を理會して秩序と共働を重んじ奉仕を辭せざる精神を有することは最も緊要なことである。而してこれらの教養は家庭や學校に於けるよりも實社會の活動を通して習得することがより有效である。

(3) 職業教育 職業に關する日新の知識、適確な技能を授けてこれが改善進歩を圖らせると共にその職業に對する興味と尊敬の念を喚起させることは社會教育の重要な使命である。

(4) 趣味教育 すべて高尚な趣味は我等の慰藉となり人生に潤ひあらせるものであり人格完成への不可缺の要件である。されば社會は常に高尚な藝術的施設、健全な娛樂機關を以て民衆の生活に餘裕と潤色とを與へ以て人格完成に資しなければならぬ。

(5) 體育保健 學校家庭以外總ての人に身體練磨の適當な場所と機會とを提供することは各人の幸福の基礎を培ふ事はいふまでもなく社會自身の自衛的手段としても缺く事は出來ない。要するに社會教育は學校教育の補習を旨とし道德教育、公民教育、生活に必須な職業的の知識技能を授け且趣味の養成、健康の増進に努めることを以てその任務とする。



### 3 社會教育の主なる施設を擧げよ

#### (一) 體育保健の施設

##### (1) 積極的方面

- 1 體育場を設ける
- 2 競技場を設ける
- 3 運動場を開放する

##### (2) 消極的方面

- 1 傳染病の豫防
- 2 禁酒節酒の勵行
- 3 衣食住の改善に関する各種の宣傳實行
- 4 健康相談所、兒童健康相談所を設ける

#### (二) 知育に関する施設

- (1) 新聞雜誌通信教授その他の刊行物。

#### (三) 道德教育に関する施設

- (1) 神社、寺院、教會。
- (2) 日曜學校。
- (3) 風俗改善運動。
- (4) 巡迴文庫、圖書館、博物館、美術館、水族館。
- (5) 講演會、講習會。
- (6) 成人教育。

#### (四) 綜合的の施設

- (1) 少年團、少女團、少年赤十字團、少年消防組。
- (2) 青年團、處女會。
- (3) セットルメント。これは社會教化を目的とする常設の機關で獨立して設けたり寺院、學會、公會堂、圖書館、その他の建物に附設して適當な設備を加へて修養又は社交の中心とするものである。



(五) 趣味娛樂に關する施設

寄席、芝居、映畫。

4 社會教育指導の要領を問ふ

- (1) 社會教育の性質任務民衆教化の必要及び方法について十分の知識見解を有すること。
- (2) 當該地方の實況を知悉してそれらの長所短所に對して應病施藥的の經營畫策をすること。
- (3) 一般民衆の程度を熟知してあまりに懸離れぬやうに僅かに一步先きに進むやうに心掛けること。
- (4) 同情親切な取扱をすること。
- (5) 適當な刺戟を與へ又啓發を促すやうに環境を整理して學習者、練習者に自發的態度に立たせるやうにとむること。

小學校教員  
檢定受驗用 教育學問題精解 終り

昭和拾年九月拾八日 印刷  
昭和拾年九月貳拾參日 發行



小學校教員  
檢定受驗用 教育學精解  
定價金壹圓五拾錢

著 者 宮 野 輔

發行者 東京市四谷區新宿一丁目八十八番地

北 村 常 三

東京市京橋區西八丁堀一丁目六番地

印刷者 堀 專 一

東京市四谷區新宿一丁目八十八番地

發行所 三友社書店

振替東京二七一三〇番  
電話四谷(35)二二一一番







＝書考參驗受及習自＝

| 版三   | 版七十二   | 刊新最  | 版重   | 版重  | 版五十四  |
|--|--|--|--|---|---|
| 現代の<br>世界の<br>地理<br>増補 満洲帝國地理  | 角田政治著<br>自習及<br>中等参考<br>趣味の世界地理<br>上下二巻                            | 室田字吉著<br>易い<br>氣象學<br>講話   | 三友社編輯部編<br>修案内<br>近畿の史蹟と藝術   | 中等教育研究聯盟編<br>現代の<br>日本地理  | 角田政治・橋本辰彦共著<br>改訂中等<br>参考趣味の日本地理  |
| 新六判洋装<br>定價一・七〇<br>送料一・一〇  | 上下各冊洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇   | 四六判洋装<br>定價一・〇〇<br>送料一・〇〇  | 一三六判美装<br>定價一・〇〇<br>送料一・〇〇   | 四六判洋装<br>定價一・〇〇<br>送料一・〇〇   | 四六判洋装<br>定價一・〇〇<br>送料一・〇〇   |
| 本書は「現代學生の日本地理」の姉妹編で其の内容は新制度教科書に據り最近の材料を豊富に收め、文章は平易にして且つ自學、自習に便ならしめてある。 | 教科書に準據して自學自習及受驗用に編纂したもので、上巻には近代より戦後まで、下巻には徳川家康より世界大戰後まで、深く叙述されてある。 | 天下に定評のある「最近世界地理集成」の精體であり、更に最近の研究を加味したもので、中等學生に地理書として、最も好まれる。内容形式ともに趣味的で豊富の材料を巧妙に配してある。 | 本書は氣象學の一般知識を尤も分り易く挿畫寫眞版を數十個入れて、平明な文章で兒童にも分り易く述べたもので、文庫に一冊是非備べきものである。 | 近畿地方にある多くの名所、史蹟、藝術文化に至るまで、詳細は、眞入りに説明してある。修案内旅行には、是非必要であり、旅行の目的を考へて内容は正確である。 | 本書は、各府縣の概説、自然、人文、及處境、交通、産業、教育、の主要材料を悉く網羅し、しかも、各府縣の實際、内容の正確は、他に類書のないものである。 |

東京座口替振 行發社友三 區谷四市京東 番〇三一七二 八八ノ一宿新

＝書考參驗受及習自＝

| 版重  | 版八十   | 版再  | 版一十二  | 版六十  | 版七十四   |
|---|---|---|---|--|--|
| 第七高等學校<br>造士館教授 新屋敷幸繁著<br>現代文は如何に解釋すべきか                           | 石塚好忠著<br>自習及<br>受驗用<br>漢文の解釋と文法                                       | 文學士 青木武助著<br>受驗参考<br>學習指導<br>中等日本史                            | 文學士 橋本辰彦著<br>自習及<br>中等参考<br>趣味の東洋歴史                                     | 文學士 橋本辰彦著<br>自習及<br>中等参考<br>趣味の西洋歴史<br>上下二巻  | 文學士 橋本辰彦著<br>自習及<br>中等参考<br>趣味の日本歴史<br>上下二巻                        |
| 四六判洋装<br>定價一・七〇<br>送料一・一〇   | 四六判洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇   | 四六判洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇                                     | 四六判洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇   | 上下各冊洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇   | 上下各冊洋装<br>定價一・二〇<br>送料一・一〇   |
| 辭書的解釋への方法と實際、取材の新鮮着眼點等のすばらしき、熟意ある解説答案作製の平易なる奥儀を關陳した受驗準備書として絶好のもの。 | 各中學教科書及試験問題中の主要なる句を全部網羅し、各章につき、白文、訓讀、方、語釋、大意、通解、句法、に於て、順序を立て、明かにしてある。 | 中等學校の教授要目、小檢受驗者の參考となる様に、高資のもので、文語は口語體と解して、文章に趣味をもたせ、能く史實を理する。 | 波瀾の多い東洋史を、厳選された豊富な材料を流暢な文章で敘述し、備・備・老等の思想、背景、や文化史方面に、特に留意し、及受驗に便ならしめてある。 | 歴史考察の最新思潮に基づいて記述し、内容豊富で且つ材料の取捨選擇は最も巧妙に行はれ、各章毎に簡訣にして要領よく表解に附し、入學試験及考察問題を挿入して、學習に便ならしめてある。 | 教科書に準據して自學自習及受驗用に編纂したもので、上巻には近代より戦後まで、下巻には徳川家康より世界大戰後まで、深く叙述されてある。 |

東京座口替振 行發社友三 區谷四市京東 番〇三一七二 八八ノ一宿新



＝ 書 考 參 驗 受 及 習 自 ＝

| 刊新最   | 版再   | 版再   | 版再   | 版再   | 版八   |
|---|--|--|--|--|--|
| 高橋功著<br>力の應用理科講義  | 中等教育研究聯盟編<br>自習及<br>受驗用<br>中等三四年の化學  | 瀨尾徹著<br>實力<br>受驗界の代數   | 本多吉雄著<br>受驗代教學問題の解き方   | 瀨尾徹著<br>力のつよい中等三四年の代數  | 瀨尾徹著<br>力のつよい中等一二年の代數  |
| 定價三六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   | 定價二四六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   | 定價四四六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   | 定價四四六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   | 定價四四六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   | 定價四四六判洋裝<br>送料一〇五頁<br>一・一〇   |
| 中學の最新要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 | 中學三四年程度の要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 | 中學三四年程度の要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 | 中學三四年程度の要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 | 中學三四年程度の要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 | 中學三四年程度の要目、理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、<br>に連絡を密にし、現代の理科の應用、最近の情勢を、 |
| 東京座口替振<br>番〇三一七二  | 行發社友三  |  |  | 東京市四谷區<br>宿新ノ一八八   |  |



369  
208



